

## 市町村建設計画パブリックコメント実施要領（案）

## 1. 目的

この要領は、堺市と美原町の合併後の市の基本的なまちづくりプランとなる市町村建設計画（以下単に「計画」という。）の策定に当たり、両市町の住民に対して、策定過程における計画についての情報を提供し、住民が意見又は提案（以下併せて「意見」という。）を述べることができる機会を確保することによって、計画への両市町の住民の広範な理解を得るとともに、協働参画による計画づくりを推進するために実施するパブリックコメントについて必要な事項を定める。

## 2. 実施主体

堺市・美原町合併協議会（以下「協議会」という。）とする。

## 3. 計画の素案の提供

パブリックコメントに供する素案（以下単に「素案」という。）は、協議会の協議を経て決定し、この要領の定めるところにより両市町の住民に対し周知を図るものとする。

## 4. 意見の提出ができる者

両市町の区域内に住所を有する者又は通勤通学する者とする。

## 5. 意見の提出方法

- (1) 意見は、郵便、直接持参、ファクシミリ、電子メールにより提出できるものとし、様式は任意とする。
- (2) 意見は、文書又は電子的記録として残るものに限る。
- (3) 意見を提出しようとする者は、氏名及び連絡先を明記しなければならない。

(4) 意見の提出先は、下表のとおりとする。

提出手段	提出先
郵便	〒590-0048 堺市一条通20番5号 銀泉堺東ビル5階 堺市・美原町合併協議会
直接持参	同上
ファクシミリ	ファックス番号 072-223-0075 (堺市・美原町合併協議会)
電子メール	協議会ホームページから専用フォームにより送信 又は メールアドレス info@sakai-mihara.jp へ送信

#### 6. 意見の提出期間

計画の素案決定の際の協議によって定めるものとする。

#### 7. 素案等の周知方法

パブリックコメントを実施するにあたっては、両市町で住民への説明の機会を設けるなど、計画の素案のほか、意見の提出方法、提出期間等について周知に努めるものとする。

また、提出期間中は、両市町の情報提供窓口その他主要公共施設に係る図書を配置し、協議会のホームページに掲載する。

#### 8. 意見の取扱い

意見を提出した者に対し個別に回答しないものとし、単に賛否の結論を示したもの及び趣旨が不明確なものを除き、提出された意見を採用する場合は意見の概要のほかその理由と計画の素案に施した修正の内容を、採用しない場合はその理由を公表するものとする。なお、この場合において、意見を提出した者の氏名及び連絡先は、公表しないものとする。

#### 9. 委任

この要領に定めるもののほか、パブリックコメントの実施について必要な事項は、会長が別に定める。